

## 電子入札

### 制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年9月1日  
墨田区告示第367号

墨田区長  
山 本 亨

墨田区制限付き一般競争入札	
内部発注番号	7-71
業種	01 道路舗装工事
工事件名	特別区道墨122号路線バリアフリー整備工事
履行場所	墨田区文花一丁目31番先から二丁目5番先まで
工期	契約締結の日の翌日から令和9年3月5日まで
工事概要	撤去工、土工、排水工、車道舗装工、歩道舗装工、安全施設工、区画線工、道路植栽工、付帯工
予定価格	218,082,700円
比較価格	198,257,000円（予定価格の110分の100に相当する金額）
入札に参加する者に必要な資格要件	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出時及び開札時において、次に掲げる者に該当しないこと。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、入札に参加させないこととされた者</p> <p>(3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱に基づく指名停止又は墨田区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている期間中の者</p> <p>2 直近に完成検査に合格した3件の同種工事（共同企業体の構成員として施工した工事を含む。）に係る工事成績点の平均（同種工事の施工実績が2件のみ存在する場合にあっては当該2件に係る工事の工事成績点の平均、同種工事の施工実績が1件のみ存在する場合にあっては当該工事に係る工事成績点）が60点未満でないこと。</p> <p>(注1) 「同種工事」とは、業種を「道路舗装工事」として墨田区が発注し、契約金額が130万円を超える工事で、令和7年6月末日までに完成検査に合格したものという。</p> <p>(注2) 同種工事の施工実績を有しない者は、直近に完成検査に合格した3件の同種工事に係る工事成績点の平均が60点とみなす。</p> <p>3 建設業法に定めるとおり、監理技術者又は主任技術者（3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置できること。</p> <p>(注1) 配置予定技術者の配置が困難となった場合、開札予定日の前々日までに技術者の変更を申し出るか、入札を辞退すること（配置予定技術者の配置が困難となったにもかかわらず、技術者変更の申出又は入札の辞退のない場合は、入札を無効とする。）。</p> <p>(注2) 原則として、配置予定技術者の落札後の変更は認めない。</p> <p>4 関係会社がこの入札に係る申請書を提出していないこと。</p> <p>(注) 「関係会社」とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格申請の手引き「関係会社の定義」による。</p>

	<p>5 事業協同組合にあっては、その構成員がこの入札に係る申請書を提出していないこと。</p> <p>6 申請書の提出時及び開札時 ((1)及び(2)アの要件については、申請書の提出時)において、区内業者（墨田区建設工事等競争入札に係る区内業者取扱基準（平成25年3月29日24墨総契第870号）の定めるところにより、区内業者として取り扱うこととされた者をいう。以下同じ。）と区外業者（区内業者以外の者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 区内業者 電子調達サービスにおける「道路舗装工事」の等級が「A」又は「B」であること。</p> <p>(2) 区外業者 次に掲げる者のいずれにも該当すること。 ア 電子調達サービスにおける「道路舗装工事」の等級が「A」である者 イ 墨田区が発注する他の工事の請負契約の期間中（契約締結の日から完成検査終了の日まで）ではない者 ウ 墨田区が発注する他の工事の請負に係る競争入札参加業者として指名を受け、又は競争入札（既に開札を執行した入札を除く。）へ参加するための申請書等を提出していない者</p>
参加申請方法及び必要書類	<p>※ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「結果通知書」という。）を受けていても、開札までに上記要件を満たさなくなったときは、その者の入札を無効とする。</p> <p><b>【申請方法】</b> 申請書を電子調達サービスにより提出する。 ※ 区外業者については、申請書の「希望理由」の欄に整理番号（0から999までの任意の数字）を記入して送信すること（整理番号の記入がない場合は「100」と記入されたものとみなす。）。</p> <p><b>【必要書類】</b></p> <p>1 申請書</p> <p>2 配置予定監理技術者の「監理技術者資格者証」（表面及び裏面）の写し（監理技術者資格者証の裏面によって監理技術者講習修了履歴が確認できない場合は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の写し）（配置予定技術者が主任技術者である場合は、主任技術者の資格を有することを証する書類及び雇用関係を確認する書類（健康保険証等）の写し）</p> <p>※ 必要書類（申請書を除く。）は、申請書に添付し、又は必要書類提出期間内にメール、FAX若しくは郵送（必着）で次の送付先へ送信（送付）すること（必要書類をメール、FAX又は郵送で送信（送付）する場合は、「工事件名」及び「会社名」を明記してください。）。</p> <p>※ 雇用関係を確認する書類として当該技術者の「健康保険証等」の写しをご提出いただく場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してください。</p> <p>《送付先》 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区総務部契約課契約係（工事担当） メール：keiyaku@city.sumida.lg.jp FAX：03-3621-4821</p>
必要書類提出期間	令和7年9月1日（月）午前9時から 令和7年9月5日（金）正午まで
入札参加者の決定	令和7年9月5日（金）午後、結果通知書を電子調達サービスにより送付する。

設 計 図 書	結果通知書受領後、電子調達サービスの「発注図書等受領」からダウンロードすること。
質 問 の 方 法	電子調達サービスによる。 《質問締切日時》 令和7年9月16日（火）午前10時 《回答予定日時》 令和7年9月19日（金）午後1時
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 【注意】 「入札書」送信時には、「内訳書登録」にて積算内訳（概括）を入力すること。
入札書提出期限	令和7年10月1日（水）午前10時20分
開 札 予 定 日 時	令和7年10月1日（水）午前10時30分
開 札 場 所	電子調達サービスによる。
落札者への通知	落札者には、電子調達サービスにより落札決定通知書を送付する。通知を受けた者は、速やかに、受付票及び積算内訳書を持参し、総務部契約課契約係（区役所8階）に来庁すること。
最 制 限 価 格 又 は 調査基準価格	低入札価格調査の対象であるため、調査基準価格及び失格基準価格を設ける。
入 札 保 証 金	免除
前 払 金	有り（契約金額の40%（10万円未満の端数は切捨て）以内で、4億円を限度とする。）
中 間 前 払 金	有り（契約金額の20%（10万円未満の端数は切捨て）以内で、2億円を限度とする。）。ただし、前払金の支払いがないもの、部分払いを行うもの、認定要件を満たさないものを除く。
契 約 保 証 金	契約金額の10%以上を納付すること（墨田区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は免除）。
そ の 他	1 区外業者の入札参加者数に制限を設けることとし、その数は、この入札に参加する区内業者の数を5で除した数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた数）の区外業者が参加できることとする。ただし、この入札に参加する区内業者が2者の場合は2者の、この入札に参加する区内業者が1者の場合は3者の区外業者が参加できることとし、この入札に参加する区内業者がない場合は入札参加者数に制限を設けない。 2 入札参加者は、競争入札参加者心得を遵守すること。 3 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに契約締結までに建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（平成22年5月1日墨田区告示第160号）に定める競争入札参加資格を欠くこととなった者の入札は無効とする。 4 本件工事に係る下請契約に当たっては、工事を施行する労働者の適切な賃金水準を確保するため、別途「誓約書」を提出すること。 5 本件工事に係る下請契約に当たっては、その相手方を墨田区内の業者から選定するよう努めること。 6 本件工事に伴う資材等材料品の購入に当たっては、墨田区内の業者から購入するよう努めること。 7 本件は、墨田区公契約条例で規定する「労働報酬下限額」の適用対象である。
問 合 せ 先	墨田区総務部契約課契約係（工事担当） 電話 5608-6252

#### 【区外業者入札参加者決定方法】

- 1 入札参加資格要件を満たした区外業者に、一般競争入札参加資格確認申請書受付順に判定番号（0から始まる整数）を付する。

- 2 判定番号を付けたくじ対象者のくじ番号（「一般競争入札参加資格確認申請書」の希望理由欄に記入した整理番号）を合計した数をくじ対象者数で割って余りを算定する。
- 3 余りの数と判定番号が一致した事業者を入札参加者とする。2事業者以上の区外業者を入札参加者とする場合は、余りの数と判定番号が一致した事業者に加え、余りの数と一致した判定番号の次に大きい判定番号の事業者から順次、入札参加者とする（最も大きい判定番号の次に大きい判定番号は、0とみなす。）。

**【注意事項】**

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、墨田区議会において本件契約議案が可決された場合に本契約を締結する。